

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同)

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (同)

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (同)

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調査の縦覧 (水産業振興課)

○保安林の指定の解除 (森林整備課)

○道路の区域変更(三件) (道路課)

○土地改良区の定款変更の認可(二件) (北部地方振興事務所)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件) (危機対策課)

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表

○宮城県告示第三百九十八号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十
一条第一号の規定により告示する。
令和二年五月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一一二〇〇六九四	生活介護ひだまりポ ツケ 登米市迫町北方字大 洞百十八一十九	生活介護	特定非営利活 動法人アンソ ンレイユ	令和二年四月 一日

○宮城県告示第三百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第
四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
令和二年五月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一一二〇〇六七八	生活介護ひだまりポ ツケ 登米市迫町北方字大 洞百十八一十九	生活介護	株式会社アン ソレイユ	令和二年三月 三十一日

○宮城県告示第四百号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通
所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
令和二年五月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五二二〇〇五六二	多機能型事業所ひだ まりポツケ 登米市迫町北方字大 洞百十八一十九	児童発達支援、 放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人アンソ ンレイユ	令和二年四月 一日

○宮城県告示第四百一号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害
児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五
の規定により告示する。

令和二年五月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五二〇〇五二三	事業所の名称及び所在地	多機能型事業所ひだまりポツケ登米市迫町北方字大洞百十八一十九	廃止する指定障害児通所支援の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス	設置者名	株式会社アンソレイユ	廃止年月日	令和二年三月三十一日
-------	-----------	-------------	--------------------------------	------------------	-------------------	------	------------	-------	------------

○宮城県告示第四百二二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和二年五月八日から令和二年五月二十二日まで縦覧に供する。

令和二年五月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	発起人の住所及び氏名 石巻市長渡浜長渡二十五番地 阿部 成幸 木村 勝弘	加入区	網地島加入区	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	宮城県漁業協同組合 網地島支所	縦覧場所	宮城県石巻市長渡浜長渡七十二
------	---	-----	--------	---------------------------------	--------------------	------	----------------

○宮城県告示第四百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年五月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市清水田浜二渡一の四から一七まで、一三の二二、一三の二三、尾崎一六の一六、一六の一八、二二の一〇

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年五月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河北桃生線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
石巻市飯野字寒風沢内田一七八番地先から同市飯野字寒風沢内田一七八番地先まで	一八・〇	一九・九	二二・〇	五八・一
			四二・〇	五八・一

○宮城県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年五月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河南南郷線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市北村字長沢一九番八地先から 同市北村字長沢一九番八地先まで		前	後	二八・九 三九・二	二〇・〇
後	前	四二・〇 五二・二	二〇・〇		

○宮城県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年五月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河南鳴瀬線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東松島市猪鼻九一番一地先から 同市猪鼻七九番一地先まで		前	後	一七・五 一八・〇	一〇・〇
後	前	一八・〇 一八・六	一〇・〇		

○宮城県告示第四百七号

荒川堰土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年五月八日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 富 田 政 則

○宮城県告示第四百八号

旧迫川右岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十

条第二項の規定により、令和二年四月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年五月八日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 富 田 政 則

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年五月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 総合防災情報システム保守・運用管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部危機対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年三月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北 仙台市青

葉区一番町二丁目九番一号

五 落札金額 三千二百二十万円（税抜き）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年一月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年五月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県総合防災情報システム再構築業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部危機対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年三月二十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北 仙台市青

葉区一番町二丁目九番一号

五 落札金額 三億六千八百五十万円（税抜き）

- 六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年二月七日
- 八 評価値 六千八百十点（技術提案評価点 六千八百五点、価格評価点 五点）

議 会

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第二十一条の規定により、令和元年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

令和二年五月八日

宮城県議会議長 石 川 光次郎

令和元年度

1 公文書の開示請求の件数及び処理状況

受 付 件 数	処 理 状 況					
	開 示	部分開示	非 開 示	存否応答拒	文 書 不 存 在	取 下 げ 処 理 中
12	5	2	0	0	3	2

（注）「存否応答拒否」とは、請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い、「文書不存
在」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

2 審査請求の状況

(1) 件数及び処理状況

審査請求件数	処 理 状 況					
	決 定			取 下 げ	審 理 中	そ の 他
前年度からの繰越件数	当該年度中の新規請求件数	却 却	容 認			
0	0	0	0	0	0	0

（注）「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

審査請求年月日	件 名	処 理 状 況
	な し	